

富山県東部消防組合

広域消防運営計画



平成24年10月

富山県東部消防広域化協議会

はじめに

消防は、近年の災害や事故の多様化及び大規模化、人口の減少・高齢化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化等取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

全国の消防本部では、限られた人員、機材の有効活用を図り、それぞれの地域の実情に応じた消防体制の確立に努めてきました。

しかしながら、国と地方における財政の危機的状況の一層の深刻化、少子高齢化の急速な進行等消防を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、住民の安全・安心を守るという責務を十分に果たしていくためには、今まで以上の効率的な消防体制の確立が急務となっています。

このため、国は、住民の安全・安心を守るという消防に課せられた責任を確実に果たしていくためには、市町村の消防広域化を推進する必要があることから、平成18年6月に消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）を策定しました。

富山県は、この基本指針を受けて平成20年3月に「富山県消防広域化推進計画」を策定し、県内の消防の現況と将来見通しを示し、消防広域化の必要性や広域化組合せ案を公表しました。

これらを受け、県東部の4市町村は、構成市町村の消防広域化について協議を行い、住民にとって消防広域化は、そのメリットが十分期待でき、また、課題解決の方針が整ったことから、組織法第34条第1項の広域消防運営計画を共同して作成するため、平成23年4月に「富山県東部消防広域化協議会」を設置しました。

この広域消防運営計画は、広域化後の魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の消防における円滑な運営を確保するため、組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び富山県消防広域化推進計画を踏まえ、同協議会において構成市町村の総意のもとに策定されたものであり、新たに設立する消防組合の基本的な計画として位置づけされるものです。

富山県東部消防広域化協議会

会長 魚津市長 澤崎 義敬

富山県東部消防組合管内図



目 次

第1章 現況と課題

1. 構成市町村の概要

(1) 魚津市の概要	1
(2) 滑川市の概要	1
(3) 上市町の概要	1
(4) 舟橋村の概要	2

2. 消防に関する状況

(1) 消防本部、消防署・所の配置状況	3
(2) 消防職員の状況	5
(3) 消防用車両の状況	6
(4) 消防活動の状況	6
(5) 防火対象物、危険物施設等の状況	7

3. 消防を取り巻く状況

(1) 人口の減少と高齢化の進行	8
(2) 消防を取巻く環境の変化	9
(3) 財政運営状況	10
(4) 消防救急無線のデジタル化	10

第2章 消防広域化の効果

1. 住民サービスの向上

(1) 災害発生時における初動体制の強化	11
(2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用	11
(3) 消防署・所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮	12
(4) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化	13

2. 消防体制の基盤の強化

第3章 消防広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1. 基本的事項

(1) 広域化の方式	14
(2) 広域化開始のスケジュール	14
(3) 消防本部の名称	14
(4) 消防本部の位置	14
(5) 消防署の名称	14
(6) 消防署の位置	14
(7) 分遣所の設置	14

2. 組織	
(1) 消防本部の組織	15
(2) 消防本部の権限	15
(3) 部隊運用	15
(4) 高機能消防指令センターの整備	15
(5) 消防署の管轄区域	15
(6) 消防署員の勤務形態	16
3. 人事、処遇	
(1) 定員配置	16
(2) 採用計画	17
(3) 身分（任用、階級等）	17
(4) 給与（諸手当含む）	17
(5) 福利厚生	17
(6) 教育、訓練及び研修	17
4. 施設整備	
(1) 消防施設等整備計画	18
(2) 通信指令システム	18
(3) 舟橋分遣所建設	18
5. 経費	
(1) 経費負担割合	19
(2) 財産取扱	19
(3) 債務の処理について	19
6. 組合運営	
(1) 一部事務組合の運営	19
(2) システム関係（財務会計、人事給与等）	20

第4章 構成市町村の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1. 防災・国民保護担当部局との連携	21
2. 消防団との連携	
(1) 構成市町村の消防団との連携	21
(2) 構成市町村の消防団事務	21

第5章 消防協力団体の運営及び医療機関との連携に関する事項

1. 消防協力団体の運営	22
2. 医療機関との連携	22

第1章 現況と課題

1. 構成市町村の概要

(1) 魚津市の概要

魚津市は富山県の東部に位置し、北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と隣接しており、面積は200.63平方キロメートルです。

西は海の幸豊かな日本海に面し、東にはなだらかな山容の僧ヶ岳、万年雪を抱く毛勝山、名峰劔岳などの北アルプスが広がります。これらの山々を源として、片貝川、布施川、早月川や角川などの河川が、市内を潤しながら富山湾に注いでいます。

魚津の港は昔から良港として船の出入りが多く、海底の湧水に育まれ魚の種類も量も豊富で魚津の名のごとく県下屈指の漁場として広く知られており、古くから漁業・商業の街として発展してきました。

また、自然が生む三大奇観、幻想的な「蜃気楼」と「ほたるいか」、太古を今に物語る「埋没林」があります。ほたるいかの群遊海面と、埋没林はともに国の特別天然記念物に指定されています。

(2) 滑川市の概要

滑川市は、富山県の中央部からやや北東寄りに位置し、東側は早月川を境界に魚津市、南西側は郷川とこれに合流する上市川下流部を境界に上市町と富山市に隣接しており、面積は54.61平方キロメートルです。

地形は県南東部に壮大な山嶺を連ねる北アルプスを背景に加積山麓階とよばれる旧扇状地の台地や上大浦を扇頂に扇端が海岸線に広がる新扇状地などによって構成されている田園都市で、かつて北陸街道の宿場町として栄え、近年では大型企業の立地が相次ぐなど、工業都市として発展しています。

また、春になると、世界的にも珍しい特別天然記念物に指定された滑川の海岸一帯には、富山湾の深海からの使者「ほたるいか」が訪れて神秘的なエメラルドグリーンの光を放ちます。3月中旬から5月末日までは、「ほたるいかミュージアム」で、水槽内を泳ぐほたるいかと神秘的な光を実際にご覧いただくことができます。

(3) 上市町の概要

上市町は、富山県のほぼ中央に位置し、南部には標高2,999メートルの劔岳を主峰とする北アルプスの山々を仰ぎ、富山市、立山町、滑川市、舟橋村に隣接しており、面積は236.77平方キロメートルです。

古くから物資流通の中心地として「市(いち)」が栄え、現在は、米作を中心とした農業と、繊維・薬品・精密部品などの製造業を中心とする工業とが見事に調和された、緑豊かな田園工業都市です。

町には、全国名水百選にも選ばれた「穴の谷(あなたん)霊水」があり、古くから万病に効くと言われている霊験あらたかな清水で、湧き出ている穴の谷霊場へは、連日、全国から病気平癒等を願い霊水を汲みに訪れる方々の長蛇の列が絶えません。

また、約1,200年前に高僧行基によって開かれた真言密宗の大本山・大岩山日石寺では一枚岩に彫られた石仏の最高傑作といわれる不動明王の磨崖仏が有名で、国の重要文化財に指定されています。

(4) 舟橋村の概要

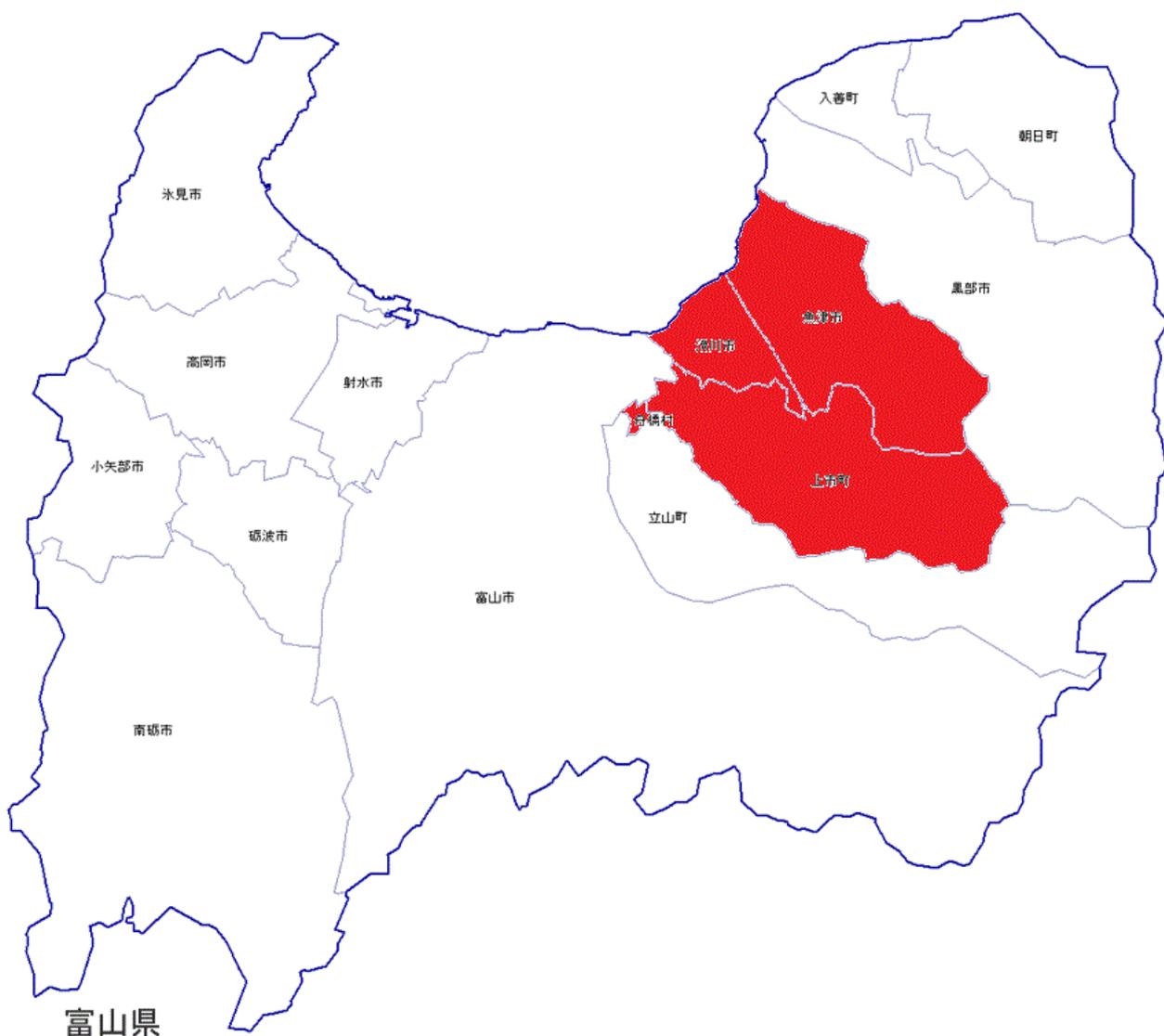
舟橋村は、富山県のほぼ中央に位置する県内唯一の「村」で、面積は3.47平方キロメートルと日本一面積の小さい自治体で、整備された田園と雄大な立山連峰を望む優れた景観を有しています。

富山市、立山町、上市町に隣接しており、村内中央には富山地方鉄道が走り、国道8号および北陸自動車道立山ICへはそれぞれ車で5分、また富山市の中心部から電車で約13分、車で20分と、恵まれた地理的条件を生かし、近年ベッドタウン化が進み、人口・世帯数ともに大幅に増加しています。

また、立山連峰に源を発する豊かな水と、肥沃な土地から生まれるコシヒカリは、「アルプス米」としてブランド化され高い評価を得ています。

富山地方鉄道「越中舟橋駅」駅舎と一体となった「舟橋村立図書館」は、公共交通を利用する来館者の増加もあり、住民一人当たりの貸出冊数は日本一となっています。

構成市町村位置図



2. 消防に関する状況

(1) 消防本部、消防署の配置状況

① 魚津市の配置状況

本部・署の名称	所在地
魚津市消防本部	魚津市本江3197番地1
魚津市消防署	魚津市本江3197番地1



竣工：平成6年9月30日
敷地面積：5,717.000 m²
RC造2階建て
建築面積：1,345.298 m²
延べ面積：2,330.398 m²

② 滑川市の配置状況

本部・署の名称	所在地
滑川市消防本部	滑川市上小泉24番地
滑川市消防署	滑川市上小泉24番地



竣工：昭和59年4月3日
敷地面積：5,746.950 m²
RC造3階建て
建築面積：644.740 m²
延べ面積：1,399.000 m²

③ 上市町の配置状況

本部・署の名称	所在地
上市町消防本部	中新川郡上市町稗田36番地
上市町消防署	中新川郡上市町稗田36番地



竣工：昭和 55 年 7 月 31 日
敷地面積：4,856.000 m²
RC造3階建て
建築面積： 896.551 m²
延べ面積：1,255.705 m²

④ 舟橋村の配置状況

舟橋村は非常備消防村で、消防本部の配置はありません。

(2) 消防職員の状況 (H24.4.1 現在)

① 職員数 (人)

消防本部	項目	消防職員					
		定員	実員	消防吏員		事務職員	
				男	女	男	女
魚津市		48	48	47	0	0	1
滑川市		34	34	34	0	0	0
上市町		26	26	26	0	0	0
合計		108	108	107	0	0	1

② 階級別吏員数 (人)

消防本部	階級	階級区分							合計
		消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	
魚津市	人数	1	1	7	17	12	0	9	47
	構成比	2.1%	2.1%	14.9%	36.2%	25.5%	0%	19.2%	100%
滑川市	人数	1	1	11	7	6	—	8	34
	構成比	2.9%	2.9%	32.5%	20.6%	17.6%	0%	23.5%	100%
上市町	人数	—	1	5	4	7	—	9	26
	構成比	0%	4%	16%	16%	28%	0%	36%	100%
計	人数	2	3	23	28	25	0	26	107
	構成比	1.9%	2.8%	21.5%	26.1%	23.4%	0%	24.3%	100%

③ 所属別職員配置数

	魚津市	滑川市	上市町
消防本部	2課 23人 消防長 次長（総務課長兼務） 総務課 13人 うち署と兼務 9人 うち派遣等 2人 予防課 8人 うち署と兼務 6人	3課 34人 消防長 次長（署長兼務） 総務課 7人 うち署と兼務 5人 うち派遣等 2人 予防課 12人 うち署と兼務 12人 警防課 13人 うち署と兼務 13人	1人 消防長職務代理 （署長兼務）
消防署	魚津市消防署 40人 消防署長 第1当務 13人 第2当務 13人 第3当務 13人	滑川市消防署 31人 消防署長 第1当務 10人 第2当務 10人 第3当務 10人	上市町消防署 26人 消防署長 第1当務 8人 第2当務 8人 第3当務 8人 派遣等 1人

④ 年齢別職員数

(人)

消防本部 年齢	魚津市	滑川市	上市町	計
18～19歳	0	0	1	1
20～24歳	4	3	3	10
25～29歳	6	5	3	14
30～34歳	1	3	3	7
35～39歳	11	2	5	18
40～44歳	7	6	3	16
45～49歳	7	1	2	10
50～54歳	8	7	4	19
55歳以上	4	7	2	13
合計	48	34	26	108
平均年齢(歳)	39.2	41.7	37.6	39.5

(3) 消防用車両の状況

(台)

消防本部		車両	ポンプ車	はしご車	化学消防車	救急車	救助工作車
魚津市	基準		2	1	1	2	1
	現有		2	1	1	2	1
	充足率		100%	100%	100%	100%	100%
滑川市	基準		2	1	2	2	1
	現有		2	1	1	2	1
	充足率		100%	100%	50%	100%	100%
上市町	基準		2	0	1	2	1
	現有		2	0	1	2	0
	充足率		100%	—	100%	100%	0%
合計	基準		6	2	4	6	3
	現有		6	2	3	6	2
	充足率		100%	100%	75%	100%	67%

(4) 消防活動の状況

① 火災の状況【過去5年間の火災発生件数】

(件)

市町村	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
魚津市		11	18	8	14	11
滑川市		8	8	4	6	7
上市町		2	4	5	3	6
舟橋村		1	0	0	0	0
合計		22	30	17	23	24

② 救急の状況【過去5年間の救急出場件数】 (件)

市町村 \ 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
魚津市	1,415	1,368	1,304	1,341	1,480
滑川市	1,063	966	955	1,074	1,118
上市町	703	720	706	783	850
舟橋村	57	59	53	84	61
合 計	3,238	3,113	3,018	3,282	3,509

③ 救助の状況【過去5年間の救助出場件数】 (件)

市町村 \ 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
魚津市	37	37	39	26	30
滑川市	13	12	24	14	15
上市町	4	11	5	8	6
舟橋村	1	1	0	1	1
合 計	55	61	68	49	52

(5) 防火対象物、危険物施設等の状況

市町村 \ 項目	防火対象物棟数	危険物施設数	査察件数
魚津市	1,955	309	356
滑川市	744	265	248
上市町	422	162	142
舟橋村	61	12	—
合 計	3,182	748	746

※ 施設数はH24.4.1現在、査察件数はH23年度

3. 消防を取り巻く状況

(1) 人口の減少と高齢化の進行

構成市町村の人口は、平成24年(2012年)4月1日現在、103,885人で平成17年(2005年)4月1日より2,161人減少しています。また、8年後の平成32年(2020年)には約5,586人、13年後の平成37年(2025年)には約9,559人の人口減少が予想されています。

また、高齢者の人口は増加の一途をたどると予想されており、少子高齢化は一層加速していきます。

○ 将来推計人口 (人)

	魚津市	滑川市	上市町	舟橋村	計
H17 (2005)	46,331	34,002	23,040	2,673	106,046
H22 (2010)	44,972	33,681	21,969	2,968	103,590
H24 (2012)	44,574	33,938	22,346	3,027	103,885
H27 (2015)	43,345	33,571	21,712	3,161	101,789
H32 (2020)	41,318	32,856	20,787	3,338	98,299
H37 (2025)	39,064	31,990	19,772	3,500	94,326
H42 (2030)	36,733	31,027	18,703	3,665	90,128
H47 (2035)	34,338	29,974	17,587	3,833	85,732

※ H17、H22は国勢調査による人口(10月1日現在数) H24は4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録者人口

※ H27~H47は国立社会保障・人口問題研究所(H20.12推計より)

○ 富山県東部消防広域化地域の年齢区分別将来推計人口

	市町村	2005年(H17)		2035年(H47)		増減	
		人	%	人	%	人	%
年少人口(0~14歳)	魚津市	6,070	13.1	2,868	8.4	△3,202	△52.8
	滑川市	5,052	14.9	3,261	10.9	△1,791	△35.5
	上市町	3,039	13.2	1,684	9.6	△1,355	△44.6
	舟橋村	607	22.7	660	17.2	53	8.7
	計	14,768	13.9	8,473	9.9	△6,295	△42.6
生産年齢人口(15~64歳)	魚津市	28,890	62.4	18,252	53.2	△10,638	△31.0
	滑川市	21,452	63.1	16,912	56.4	△4,540	△15.1
	上市町	14,289	62.0	9,452	53.7	△4,837	△27.5
	舟橋村	1,643	61.5	2,308	60.2	665	17.3
	計	66,274	62.5	46,924	54.7	△19,350	△22.6
老年人口(65歳以上)	魚津市	11,371	24.5	13,218	38.5	1,847	5.4
	滑川市	7,498	22.1	9,801	32.7	2,303	7.7
	上市町	5,712	24.8	6,451	36.7	740	4.2
	舟橋村	423	15.8	865	22.6	442	11.5
	計	25,004	23.6	30,335	35.4	5,331	6.2
合計		106,046	100	85,732	100	△20,314	△59.0

※国立社会保障・人口問題研究所：日本の市町村将来推計人口(平成20年12月推計)

(2) 消防を取巻く環境の変化

① 災害の特殊性、大規模化

近年、都市化が進み、住民の多様な生活スタイルの変化に伴い、商業建築物は高層化、大規模化し、使用用途が多種に渡るものが急増しています。

また、工場等の高層化、大規模化が進み、これらの建物に火災などの災害が発生した場合、多数の犠牲者を生む悲惨な災害となることが予想されます。

これら大規模災害現場では、爆発や有毒ガスの流出、建物の倒壊等を伴う危険性が大きく、多数の部隊の増強や特殊任務を行う部隊も必要となります。

隊員の安全確保や被害を軽減するためには、災害に対し、常に消防力の優位性を保つことが急務とされており、現況の消防力においては、十分と言えない状況にあります。

② 自然災害への対応

近年、地震や台風、ゲリラ豪雨による自然災害が全国各地で発生し、地域住民の生命、身体、財産が危険に晒されておりますが、最近の気象状況等を見ると構成市町村も例外とは言えず、地域住民は、不安感、危機感を寄せています。

これらの自然災害では、広範囲に多くの被害を受ける可能性が高く、発生当初における活動部隊数が多いことが重要であり、かつ、長期にわたり活動する可能性が高いことから、その体制を迅速に組むことが求められています。

また、全国からの緊急消防援助隊を有効に機能させるために受援体制を敷くことができる組織力が必要です。

③ 救急需要への対応

救急業務は、最も身近で、重要な消防行政サービスであり、年々要請件数が増加し、人口推移が高齢化している社会的要因からも、今後、救急業務は、増加していく傾向にあります。

救急件数の増加に伴い、保有する救急車の全車出動や近隣消防本部からの救急応援を要請する状況等が頻繁に発生しており、増え続ける地域住民からの救急要請に対する対応が緊急的な課題となっており、特に常備消防を設置していない舟橋村における分遣所の設置が強く望まれています。

また、救急救命士による救急業務の高度化や応急処置等の質の向上等、救命率の向上に取り組みが進んでおり、恒久的な維持に努めるため、継続的な研修を行っています。

消防広域化により効率的、効果的な組織体制を構築し、職員の教育、研修の機会を確保することが必要です。

(3) 財政運営状況（平成 23 年度調べ）

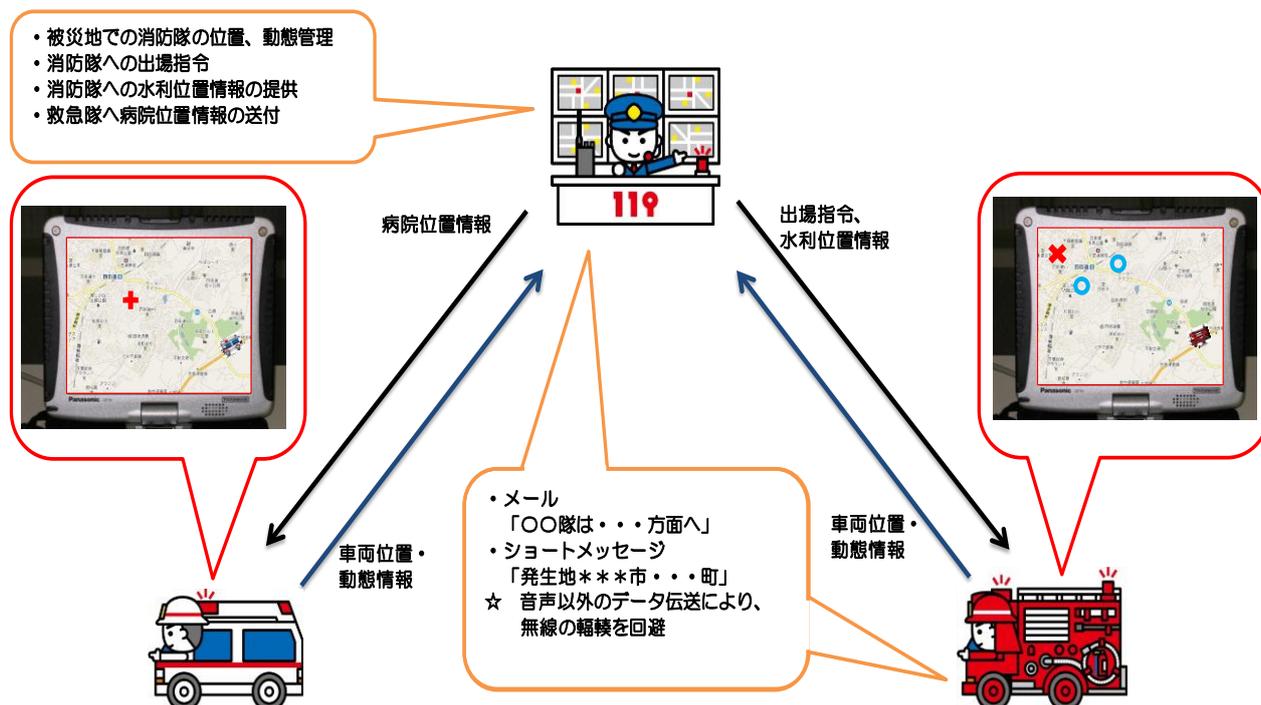
	消防費予算額 常備消防費 (千円)	管内世帯数 (世帯)	管内人口 (人)	1世帯当りの負担額 (円)	1人当りの負担額 (円)
魚津市	432,035	16,535	44,574	26,129	9,693
滑川市	305,077	11,685	33,938	26,108	8,989
上市町	267,373	7,877	22,346	33,944	11,965
舟橋村	—	969	3,027	—	—
合計	1,004,485	37,066	103,885	27,100	9,669

(4) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線のデジタル化については、電波関係審査基準の改正により、平成 28 年 5 月 31 日までに現行のアナログ方式をデジタル方式に移行しなければなりません。

当地域におけるデジタル無線整備に要する費用を試算したところ、多額の経費が必要となることが見込まれていることから、単一の消防本部による整備は財政的に厳しく、共同整備の必要性が求められています。

【デジタル化の概念】



第2章 消防広域化の効果

1. 住民サービスの向上

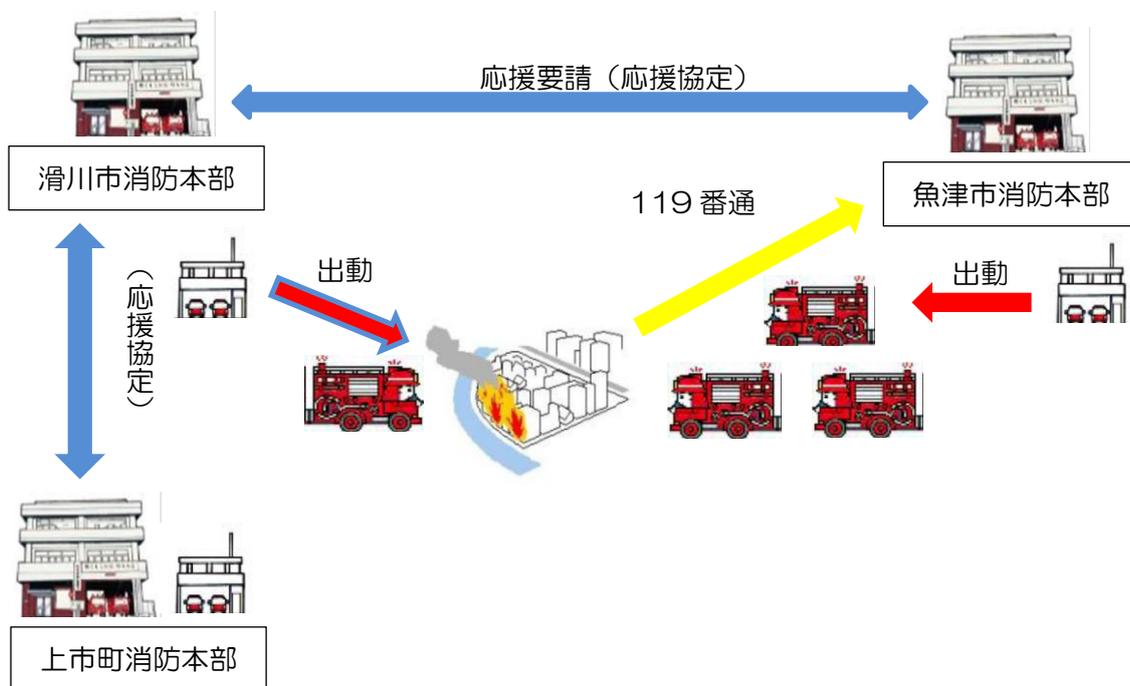
(1) 災害発生時における初動体制の強化

- ① 広域エリア内における効果的な部隊活動を構築し、初動部隊の増強を図るとともに、2次出動体制が充実するなど消防力の増強が図れます。
- ② 消防相互応援協定による応援手続きが不要になり、集結時間が短縮されます。

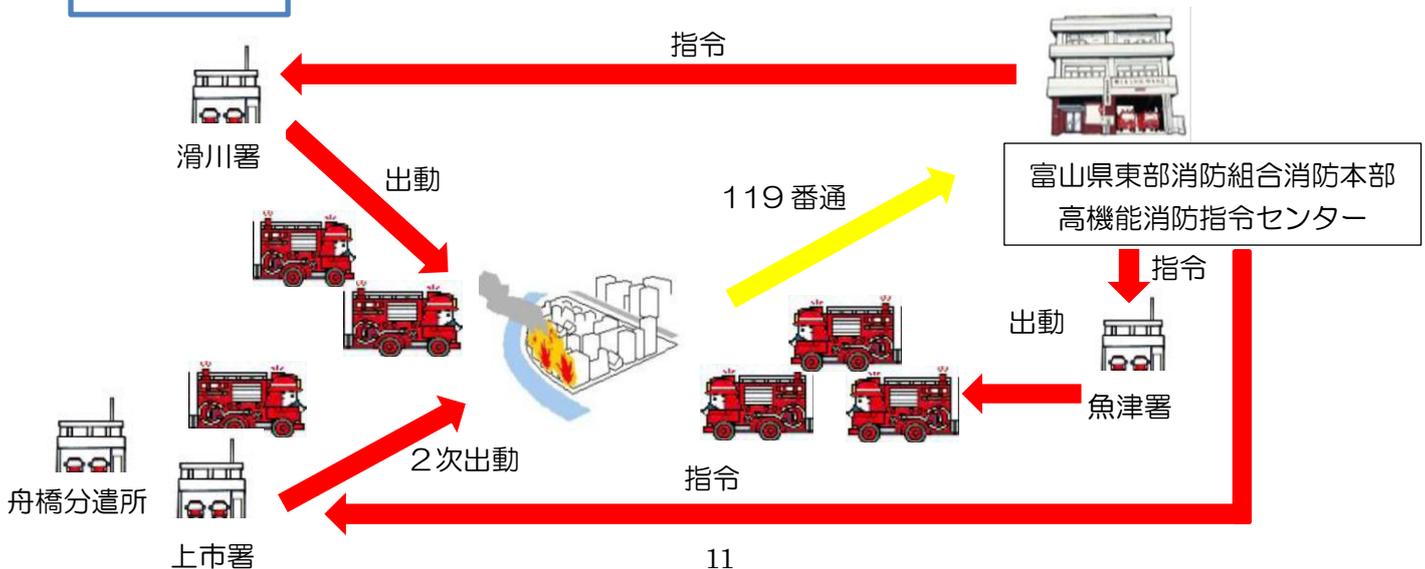
(2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用

応援要請による出動では、組織が一本化されていないため、指揮命令系統が複雑になるが、広域化により指揮命令系統の一元化が図られることから、効果的な部隊運用が可能となります。

広域化前

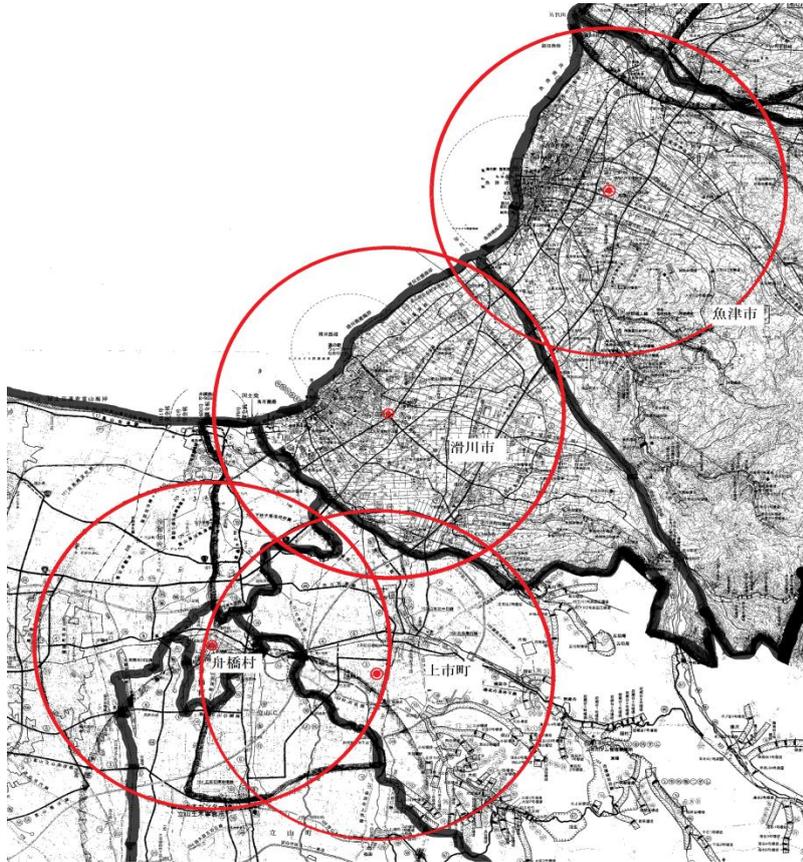


広域化後



(3) 消防署・分遣所の管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

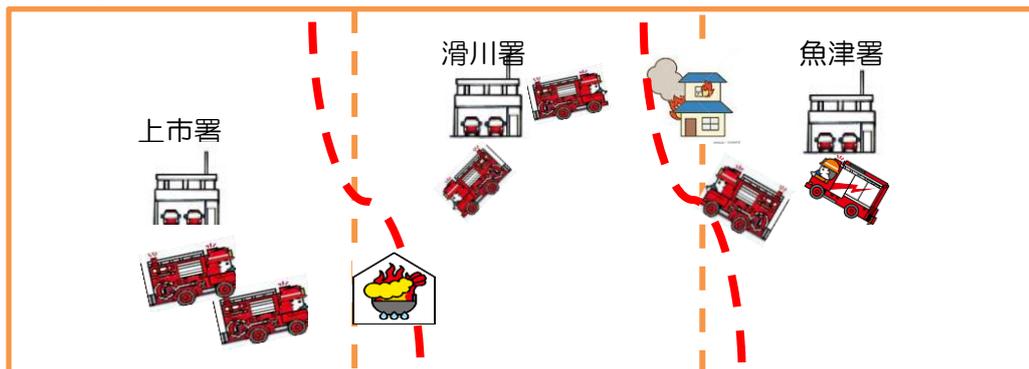
- ① 市町村境界付近について、管轄区域の見直しにより、現場到着時間の短縮が図れます。



広域前



広域後



(4) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化

- ① 救急救命士の効率的配置により、救急救命士の運用及び確保が容易になります。
- ② 予防査察、火災原因調査等の専門化が可能となり、予防体制の強化が図られます
- ③ 救急救命士、予防技術資格者等の職員研修派遣が計画的に実施でき、職員の能力向上により、質の高い業務の提供が可能となります。



救急救命士の
効率的配置及び育成



専門員の育成
(査察違反処理、火災原因調)



研修派遣の充実による
職員の能力向上

2. 消防体制の基盤の強化

特殊消防資機材の重複投資が避けられ、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となります。

特に消防救急無線デジタル化と高機能通信指令システムの整備には大きな経費削減効果が期待できます。



第3章 消防広域化後の円滑な運営の確保に関する事項

1. 基本的事項

(1) 広域化の方式

広域化の方式には、「一部事務組合方式」と「事務委託方式」がありますが、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する「一部事務組合方式」とします。

(2) 広域化開始のスケジュール

広域化の開始は、広域化のメリットを早期に実現し、住民の安全・安心の強化を図るとともに、消防救急デジタル無線整備や高機能消防指令センター整備の計画的、効率的な事業推進を行うため「平成25年3月31日」とします。

(3) 消防本部の名称

消防本部の名称は、構成市町村の住民への分かりやすさと位置の判別のしやすさを考慮し、「富山県東部消防組合消防本部」とします。

(4) 消防本部の位置

消防本部の位置は、機能や改修等を総合的に検討し、現魚津市消防本部を活用することとして、魚津市本江3197番地1に置きます。

(5) 消防署の名称

消防署の位置に変更がないことや、住民にわかりやすく、混乱を招かないよう配慮するため、消防署の名称は、現在の名称を継承しますが、市町の文字は削除します。

(6) 消防署の位置

消防署の位置は、今後も消防力の低下を招かないよう配慮するため、それぞれ現行のとおり維持します。

(7) 分遣所の設置

常備消防の設置がない舟橋村に分遣所を設置します。

【本部及び署の概要】

庁舎概要	富山県東部消防組合 消防本部・魚津消防署	滑川消防署	上市消防署
所在地	魚津市本江3197番地1	滑川市上小泉24番地	上市町稗田36番地
構造	RC2階	RC3階	RC3階
敷地面積	5,717.000 m ²	5,746.950 m ²	4,856.000 m ²
建築面積	1,345.298 m ²	644.740 m ²	896.551 m ²
延べ面積	2,330.398 m ²	1,399.000 m ²	1,255.705 m ²

2. 組織

(1) 消防本部の組織

消防本部の組織は、構成市町の各消防本部の組織を検討、協議した結果、総務課、消防課、通信指令課の3課体制とします。

(2) 消防本部の権限

消防本部の権限は、広域化により管轄区域及び組織が拡大することによる各種申請、届出の受理等について、消防長の権限の一部を消防署長に移すことなどにより、住民サービスに支障をきたさないように十分に配慮します。

(3) 部隊運用

部隊運用は、災害対応力の強化及び現場到着時間短縮のメリットを最大限活用する活動計画を策定します。

【第1次出動基準】

	魚津消防署					滑川消防署					上市消防署				
	指揮車	梯子車	救助工作車	ポンプ車	化学車	指揮車	梯子車	救助工作車	ポンプ車	化学車	指揮車	梯子車	救助工作車	ポンプ車	化学車
建物火災	1		1	3		1		1	3		1		1	3	
中高層建物火災	1	1	1	2		1	1	1	2		1	1	1	2	
危険物施設火災	1		1	2	1	1		1	2	1	1		1	2	1

(4) 高機能消防指令センターの整備

指令業務は、富山県東部消防組合消防本部庁舎を増築し、高機能消防指令センター（緊急消防通信指令装置）を平成25年度に整備します。

平成26年度の運用開始までの間は、各消防署で119番の受理、無線管理及び部隊運用を行います。

また、同センターが運用開始するまでの間は、各通信指令室を電話回線や消防無線等の活用による相互連絡体制を構築し、第1次出動基準、部隊運用、指揮統制の運用に支障をきたさぬよう、一つのセンターとして運用できるようにします。

(5) 消防署の管轄区域

各署の管轄区域は、当面の間は、現行のまま引き継ぎ、上市消防署の管轄区域に舟橋村を追加します。

なお、舟橋分遣所を設置するまでの消防活動は、上市消防署において対応し、その補完は隣接消防署が行うことによる体制強化を図ります。

【消防署の管轄区域】

(面積、人口はH24.4.1現在)

	管轄区域	管轄面積	管轄人口
魚津消防署	魚津市	200.63 k m ²	44,574人
滑川消防署	滑川市	54.61 k m ²	33,938人
上市消防署	上市町及び舟橋村	240.24 k m ²	25,373人
	うち上市町	236.77 k m ²	22,346人
	うち舟橋村	3.47 k m ²	3,027人

(6) 消防署員の勤務形態

消防署員の勤務形態は、構成市町の消防本部が同一の3部制をとっていることから、「現行の体制のままの3部制」とします。

- ① 隔日勤務者にあつては、8:30～8:30までの24時間（うち、15時間30分）を1単位とした3部制
- ② 隔日勤務者の勤務時間は、3週間を平均し、1週間あたり38時間45分
- ③ 昼間勤務 8:30～17:15、夜間勤務17:15～8:30
- ④ 休憩時間 昼間勤務—1時間、夜間勤務—1時間30分及び6時間の仮眠時間

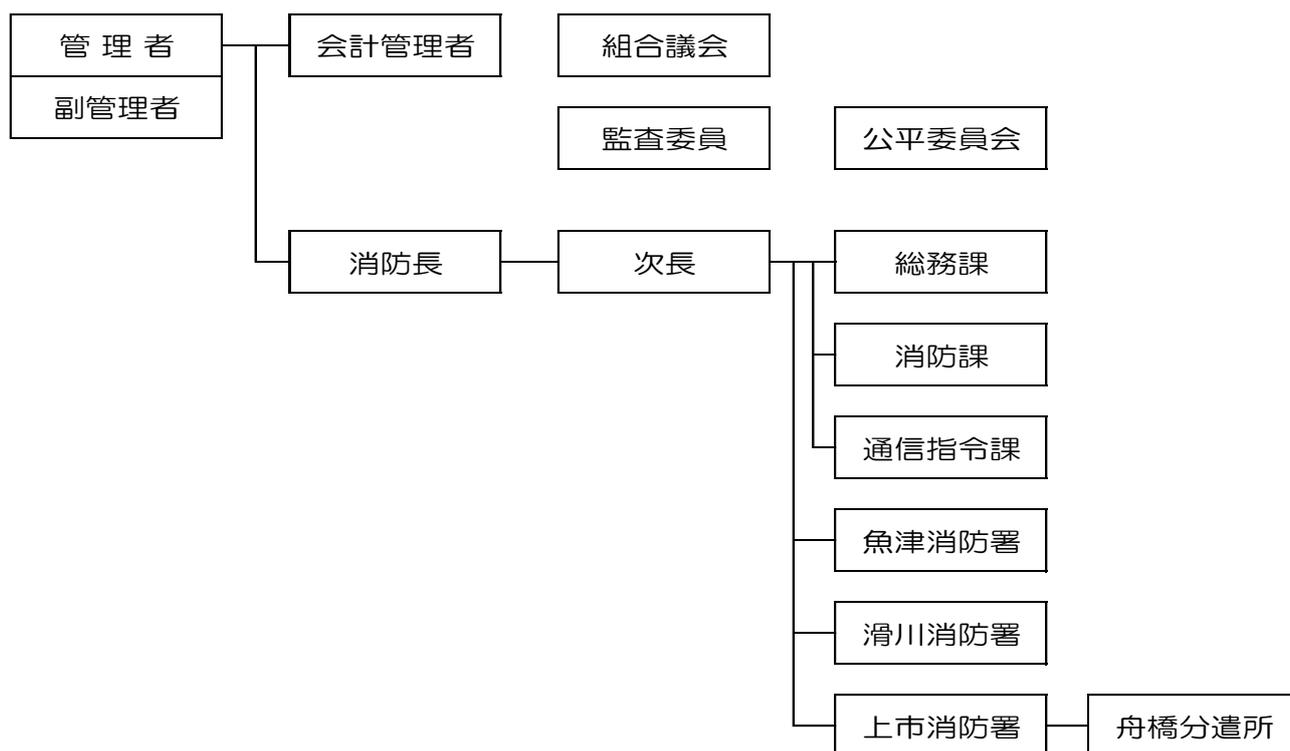
3. 人事、処遇

(1) 定員配置

職員定数は、署及び分遣所の適正職員数を勘案し、平成24年4月1日現在の定数「108人」に新規採用6人、事務職員3人及び平成31年度に新規採用する3人を加え、120人とします。

職員配置は、本部部門を統合効率化し、署及び分遣所の充実強化を図ります。

【富山県東部消防組合組織図】



(2) 採用計画

新規職員の採用は、定数の欠員補充とします。

ただし、退職者が多い場合、定数内で再任用を活用します。

今後、10年間で職員の約1/3が退職となることから、消防力の低下を防ぐため、再任用の活用や年齢構成の均一化を図る採用計画を策定します。

また、定年延長制度が実施された場合の対応も研究します。

(3) 身分（任用、階級等）

職員の身分の取扱について、現在の魚津市、滑川市、上市町の消防職員は、各市町職員の身分を有したまま、消防組合に派遣します。

新規採用職員にあっては、消防組合で採用し、組合職員とします。

平成36年度に魚津市、滑川市、上市町の消防職員は各市町を退職し、消防組合で採用を行い、組合職員として身分を統一します。

階級は、「消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）」により、消防長の階級を消防監とし、組織にあわせ階級、職階を適切に配置します。

(4) 給与（諸手当含む）

給与表は、現在、魚津市、滑川市は、国家公務員公安職給料表（一）に準拠し、魚津市が7級制、滑川市が6級制を採用しています。上市町は、国家公務員行政職給料表（一）に準拠し、6級制を採用しています。

国の通知（昭和26年3月16日国消警発58号国家消防庁管理局長）において、消防職員については、国の公安職給料表に準じた給料表を適用することが望ましいとあることから、消防組合の給料表は、7級制（国家公務員公安職給料表（一）準拠）とします。

なお、組合職員として身分を統一するまでの間は、各市町の消防組合への派遣職員となるため、給与費相当分を派遣元市町が消防組合負担金として負担することとします。

また、現給は保障するものとし、格差の是正については、広域化後、派遣職員が組合職員となる平成36年度までに各市町において調整します。

諸手当は、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当等の見直しを行います。

(5) 福利厚生

共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度は、関係法規に基づき適切に実施します。

職員の互助制度は、新たな共済会を設置します。

(6) 教育、訓練及び研修

教育、訓練及び研修は、救急業務及び予防業務等の高度化、専門化に対応するため、研修施設を活用し、人材育成を図ります。

救急救命士の研修等については、各地域のメディカルコントロール協議会や病院等と連携し、救急救命士の養成に努めます。

4. 施設整備

(1) 消防施設等整備計画

消防施設整備計画は、広域化後に整備する高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線整備等を加え、計画を策定します。

ただし、車両整備に関し、各市町からの無償貸与とするため、その整備計画については、各市町の計画とし、組合の消防施設整備計画との整合を図ります。

【組合消防本部の主な整備項目】

- ① 高機能消防指令センター（建屋、通信指令装置）整備
- ② 舟橋分遣所建設
- ③ 消防救急デジタル無線整備

(2) 通信指令システム

高機能消防指令センターは、消防組合設立後に整備するものとし、平成26年4月の運用開始までは、各署において119番受信から部隊運用までを行います。

- ① 通信指令システム整備・・・高機能消防指令センター（Ⅱ型）
- ② 消防救急無線（アナログ）の統合整備

ア 消防本部の現状

消防本部の消防救急無線システムは、各消防本部が設置した無線基地局と移動局（車載、携帯）間で通信を行う方法で消防・救急等の業務に活用しています。

- ・魚津市消防本部・・・基地局1局
- ・滑川市消防本部・・・基地局1局、固定局1局
- ・上市町消防本部・・・基地局1局、固定局1局
- ・舟橋村・・・可搬式移動局1局

イ 整備計画の基本方針

既存の基地局、移動局を活用する消防救急無線システムを構築することを前提とし、高機能消防指令センターから各署の基地局を遠隔操作により制御し、無線統制を図ります。

現在、滑川消防署及び上市消防署が使用している中新川ブロック波を主運用波として活用するため、魚津消防署所属の移動、携帯局に追加し、消防救急無線システムの制御及び統制を行います。

- ③ 消防救急デジタル無線整備について

消防救急無線のデジタル化整備については、平成28年5月31日までに現在のアナログ無線からデジタル無線へ移行することとされており、平成24年度で基本設計を実施、平成25年度実施設計、平成26年度、平成27年度で整備する計画を策定中です。

(3) 舟橋分遣所建設

富山県東部消防組合消防本部管内における住民サービスの均一化と現場到着時間の短縮を図るため、舟橋村に救急隊を常駐させる分遣所を建設し、平成26年10月の運用開始を予定しています。

5. 経費

(1) 経費負担割合

経費負担割合は、次のとおりとします。

- ① 経費負担は、基準財政需要額割20%、人口割80%を基本とします。
- ② 施設整備は次のとおりとします。
 - ア 高機能消防指令センター及び舟橋分遣所建設に係る経費負担割合については、建設地を管轄する市町村が50%を負担し、50%を①で定める負担割合で構成市町村が負担する。
 - イ 今後の消防庁舎建設に係る経費負担割合については、構成市町村でその都度協議し、決定する。
 - ウ 署に配置する消防ポンプ車、救急車及びその他の消防車両等は、署の属する市町が負担する。
 - エ 分遣所に配備する救急車の経費負担は、協議し決定する。
 - オ はしご車は、①に定める経費負担割合により、構成市町村が負担する。

(2) 財産取扱

財産取扱は、原則、次のとおりとします。

- ① 既存財産は、無償貸与及び無償譲渡とし、債務は引き継がない。
- ② 消防組合設置後に、経費負担割合により取得した財産は、債務も消防組合とする。
 - ア 土地・・・無償貸与
 - イ 建物・・・無償貸与 ※1
 - ウ 車両等・・・無償貸与 ※2

※1 消防組合設置後に建設予定の高機能消防指令センター及び舟橋分遣所は、消防組合財産とする。

※2 はしご車は、消防組合財産とする。

(3) 債務の処理について

構成市町の消防本部の債務残高は、それぞれ異なっているため、統合に際し、債務については償還給付が終了するまで、統合前の構成市町で処理することとします。

6. 組合運営

(1) 一部事務組合の運営

一部事務組合の設置は、特別地方公共団体を設置することであり、新たに組合を運営するための事務が発生します。

この組合運営事務は、構成市町村の支援を受け実施します。また、支援を受けるに当たって必要な経費は、構成市町村が負担します。

【支援を受ける主な業務】

構成市町村	富山県市町村総合事務組合
<ul style="list-style-type: none"> • 監査事務 • 職員給与関係事務 • 出納事務 • 例規審査事務 • 電子情報の安全対策に関する事務 • 情報公開、個人情報保護に関する事務 • 建物等の設計、施工管理に関する事務 • 入札管理に関する事務 • 議会運営に関する事務 • 広報等に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> • 退職手当事務 • 公務災害補償事務 • 賞しゅつ金支給に関する事務 • 公平委員会事務

(2) システム関係（財務会計、人事給与等）

一部事務組合を運営するために構築するシステムは、次のとおりとします。

- ① 人事給与システム
- ② 財務会計、文書管理、電子決裁システム
- ③ 消防OAシステム

第4章 構成市町村の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1. 防災・国民保護担当部局との連携

富山県東部消防組合と構成市町村は、災害又は武力攻撃事態が発生した場合、相互に協力し、災害防除あるいは国民保護措置活動を適切に実施し、住民の安全・安心の確保を図ります。

また、関係部局、関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整しつつ、相互間の連携体制を構築しておく必要があります。

このため、統合後も、構成市町村、常備消防、消防団の役割等を明確にするとともに、構成市町村の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保に努める必要があることから、次のような方策をとります。

- ① 消防署長及び副署長が市町村職員と併任し、構成市町村の防災会議及び災害対策本部の構成員として参画します。
- ② 夜間、休日等における構成市町村の防災業務について、担当部局と協力し、初動体制の構築に努めます。
- ③ 構成市町村に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、構成市町村と一体となった活動を行います。
- ④ 構成市町村の防災・国民保護担当部局と人事交流を行い、情報の共有化を図り、防災対策等を連携して行います。
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施に努めます。

2. 消防団との連携

(1) 構成市町村の消防団との連携

富山県東部消防組合消防本部と構成市町村の消防団は、災害現場活動において相互間の連携、協力体制を構築しておく必要があります。

そのため、定期的な連絡会議等を開催し、平常時から連携、協力体制を確認し、その強化に努めます。

(2) 構成市町村の消防団事務

構成市町村の消防団事務は、従前、消防本部若しくは行政部局で行われていましたが、常備消防の広域化により消防本部が行っていた消防団事務は、構成市町村において行うこととなります。

しかし、構成市町村においては、消防団事務を行う人員及び知識経験がなく組合消防の協力が不可欠となることから、消防団の意向を十分に尊重することを基本とし、消防署員を構成市町村の職員と併任させ、消防団事務を行います。

なお、組合消防が構成市町村の消防団事務を行うにあたり、必要となる経費は構成市町村が負担します。

【消防団の状況】

魚津市	滑川市	上市町	舟橋村
1本部 13分団 条例定数 476人	1本部 8分団 条例定数 330人	1本部 9分団 条例定数 306人	1本部 1分団 条例定数 30人 ※消防団事務は、舟橋村において実施

第5章 消防協力団体の運営及び医療機関との連携に関する事項

1. 消防協力団体の運営

構成市町村には、関係法令の周知徹底、火災予防思想の普及啓発などを目的として、危険物安全協会や防火委員会を構成する幼少年婦人防火クラブ、婦人消防隊などが消防協力団体として設立されています。

これらの団体は消防本部と連携をとりながら、消防行政の一端を担った活動をされています。

消防本部は、これらの団体運営に深く関与してきたところであり、消防の広域化後においても、協力団体の理解と協力を得ながら、連携した活動に努めるとともに、組織の強化を図ってまいります。

2. 医療機関との連携

救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案や救急搬送件数の増加が社会問題になっています。

国の消防審議会においても、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、救命率の向上や予後の改善等の観点から重要な課題となっていると指摘があります。

円滑な救急搬送・受入体制を構築し、選定困難事案の解消を図るためには、搬送を行う消防機関と受入れを行う医療機関の連携が不可欠であり、両者が同じテーブルについて協議を行うための組織を設置することが必要であると答申されています。

当地域においても、救急件数増加や救急搬送時間の長時間化は顕著であり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

広域化を契機として、救急搬送体制の強化及び円滑化を図り、さらなる住民サービスの向上を目指すとともに、医療機関との連携を強化していきます。